

佐賀県警察通訳センター運営要綱の制定について

平成5年9月1日

佐警本例規（捜一、捜二、防少、生保、備一、備二、交指）第8号

改正 平成13年7月佐本捜一第850号、18年3月佐本務発第272号、21年3月第259号、23年
3月佐本企発第102号、28年2月佐本組対第85号

平成28年2月19日佐本組対発第85号

◎ 概要

わが国の国際的地位の向上と経済的発展により、来日外国人の増加傾向は依然として続いている。これに伴い、佐賀県警察において取り扱う外国人又は外国が関係する事案も増加傾向にあり、治安情勢の悪化が懸念される。

これら国際犯罪の捜査を遂行する上で最も困難な問題とされる通訳、翻訳に関し、組織的対応を図ることでこれらの問題を解決し、適正、かつ、迅速な捜査を遂行しようとするものである。